

## 平川市山村振興計画

都道府県名	市町村名	作成年度 (変更年度)
青森県	平川市	平成17年度 (平成20年度) (令和7年度)
振興山村名	竹館村 碓ヶ関村	
指定番号	竹館村 : 第502号 碓ヶ関村 : 第709号	

### I. 地域の概況

平川市は、青森県南部、津軽平野の南端に位置し、豊かな自然に囲まれた地域である。平成18年1月1日に旧平賀町、旧尾上町、旧碓ヶ関村が合併し、平川市となり、東は十和田湖を境にして十和田市、秋田県小坂町、西は平川を隔てて弘前市、大鰐町と接し、北は青森市、黒石市、田舎館村、南は秋田県大館市に接した錨（いかり）型の市域を形成している。

市の総面積は346.01㎢で、令和2年農林業センサスによると、総面積の72.3%が森林によって占められており、このうち77.3%が国有林となっている。この森林は、水源涵養、土砂災害防止、地球温暖化防止など多面にわたる機能を有しており、保全の重要性が高い。

地勢は、津軽平野の一部で農業に適した肥沃な土壌の地質を持ち、水田地帯として利用される平坦地と、標高20～300mの丘陵地で水稲とりんごの複合経営地帯として活用されている台地、市の最高峰である櫛ヶ峰を含む八甲田連峰・十和田火山群の一部に属した山間地で、前述のとおりほとんどが国有林となっている。緑が多く、市民が快適な生活を送れる自然環境を保っており、四季の移り変わりが美しく、また、自然災害も比較的少ないところである。

気候は、日本海側気候に属しているが、東に八甲田連峰、西に岩木山があり山々に囲まれていることから1年を通じ安定した気候で、年間温度差が少なく過ごしやすい地域となっている。

人口は、平成27年の国勢調査では32,106人で、令和2年国勢調査では、30,567人となっており、5年間の減少数と減少率はそれぞれ、1,539人、4.8%となっている。長期的に見ると、昭和40年の44,168人をピークに、令和2年までの55年間で30.7%の減少率となっている。

年齢別にみると、若年層を中心とした流出が続く一方、総人口に占める老年人口（65歳以上）の比率は、令和2年国勢調査では、35.3%となっており、平成2年の18.8%から急速に高齢化が進んでいる。また、出生数の減少も深刻な状況である。

就業人口の産業別比率について、令和2年の国勢調査では、第1次産業3,690人(23.3%)、第2次産業3,534人(22.3%)、第3次産業8,633人(54.4%)であり、総就業者数15,866人となっている。

令和3年経済センサス活動調査によると、公務を除く産業別純付加価値額は、第1次産業が739百万円(2.2%)、第2次産業が17,745百万円(52.0%)、第3次産業が15,848百万円(45.8%)となっている。

また、市民一人当たりの所得は、令和4年度市町村民経済計算によると、2,570千円で対県比率は95.0%となっている。

市の財政状況は、令和5年度普通会計決算で歳入総額22,079,719千円、歳出総額21,443,852千円、実質収支507,570千円となっており、財政力指数は0.30、経常収支比率は93.5%、公債費負担比率17.0%であり、依然として自主財源に乏しく地方交付税や起債に財源を依存している。

本地域には、旧竹館村及び旧碓ヶ関村の2つの地域が振興山村の指定を受けており、それぞれの面積及び林野率は、旧竹館村が179.14km<sup>2</sup>、82%、旧碓ヶ関村が105.33km<sup>2</sup>、90%となっている。

これらの地域を総体的に見ると、本地域の82.3%の面積を占め、このうちの約84.8%が森林で占められているため、平坦地が少ないといった地理的条件や、冬期間の豪雪による気象的条件が産業を制約する要因となっている。

以上、前述した山村を取り巻く構造的な問題、更に逼迫する市財政により、本地域の厳しい情勢は依然として続いている。

## II. 現状と課題

旧竹館村は昭和44年度に、また旧碓ヶ関村は昭和45年度に振興山村の指定を受けている。

これまでの山村振興対策の評価と問題点については、それぞれの山村地域においては地域資源を活用し、豊かで安全・快適なゆとりある美しい山村の創造を目的として交通施策、産業の経営近代化及び社会、生活環境施設の整備に取り組み、山村地域活性化の諸施策を講じてきた。

その結果、振興山村の産業基盤や生活環境も相当程度整備されたが、若者が定住できる就業の場は少なく、少子高齢化の進行や従事者の所得向上が図られないなど、依然として深刻な課題が山積みしている。

近年の気候変動による自然災害リスクの増大も新たな課題となっており、これらの課題に対応しつつ、山村の自立的発展の促進と定住の促進人口減少の防止に向けた取組を強化する必要がある。

振興山村における最近の社会、経済情勢の変化については、面積では本地域の82.3%を占める振興山村であるが、最近の新規就業者の就業動向を見ると、農林業への就業者は少数にとどまり、多くの就業者が第2次及び第3次産業へ就業している状況である。

このような第1次産業従事者の急速な減少は深刻な問題であり、一部の地域では、集落機能の維持が困難な状況に直面している。このまま推移すれば、地域社会の活力低下が一層進行し、水源涵養や国土保全といった山村の持つ多面的な機能の維持・発揮にも

支障が生じるおそれがある。

振興山村における森林、農用地等の保全上の問題点については、ウッドショック以降の国際市場に連動した国産木材の高騰に伴う木材需要の不安定的化や従事者の高齢化などによる森林整備の遅れがみられるほか、経営耕地面積の減少や耕作放棄地の増加により農林地の管理水準の低下は地域農林業の振興のみならず、山地の崩壊や水源涵養等の国土・環境保全上の問題となっている。令和2年の農林業センサスによると、市内の経営耕地面積は3,609ha、1経営体あたり経営耕地面積は1.93haとなっている。森林や農用地は、農林産物の供給のみならず、自然災害防止のほか、生物多様性の確保、地球温暖化の防止といった重要な役割を担っており、適切な保全管理が不可欠である。

振興山村における課題としては、振興山村の基幹産業は農業と観光であるが、農業については、若年層の流出と高齢化が深刻化しており、一部の地域を除いては、地形的な制約や生産性の低さから、若者が就業することは極めて少ない状況である。また、観光については、娯楽の多様化をはじめ、生活様式が大きく変化したことから、ニーズを捉えた新たな施策の展開が求められている。

### Ⅲ. 振興の基本方針

本地域は、秋田県境にあり、東に八甲田連峰、十和田湖、西に白神山地、岩木山があり、豊かな自然環境と観光資源に恵まれた地域であるが、総面積のうち森林が72.3%を占め、土地利用は非常に制約されている。気象的には、年間を通じて穏やかで安定した気候であるが、近年の異常気象はしばしば高温障害をもたらしている。また、近年は積雪が多く、冬期間の産業に影響を与えている。このような自然的特性を踏まえ、森林等の保全を図りながら、持続可能な山村振興を目指す。

本地域の基幹産業は、米とりんごを主作物とする農業と豊富な温泉を利用した観光であるが、農作物の価格低迷による不振と長期的経済不況の影響により、地域経済が停滞する厳しい状況にあり、若年者の市外流出や高齢者人口の増による過疎化の進展に拍車をかけている。更に、経済的立地条件に恵まれていないうえ、地域の中心都市である弘前市の経済圏に包括され、地元消費は低い状況にあり、これらに起因する地域活力の低下は、本地域の発展に不安を抱かせるものである。

このような状況を打開するため、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図る。

以上のようなことから、本地域における振興方向は、基幹産業である第1次産業の活力を取り戻すため、生産基盤の整備と流通体系の確立を図り、雇用の場の創出や所得の向上等により、若年者を中心とした人口の流出に歯止めをかけるとともに、農林業と観光産業等の連携のもと、積極的な生産、供給、販売を行うこととする。特に、地域資源を活用した特産物の生産の育成など、地域内発型の産業振興を推進する。山村の役割として、農林産物の供給、生物多様性の確保、地球温暖化の防止という視点を踏まえ、これらの機能を維持・向上させるための施策を推進する。

あわせて、地域資源を最大限に活用した新たな産業（再生可能エネルギーなど）の創

出・育成を図り、産業構造の多角化と地域内経済循環の確立を目指す。

また、各種基盤整備及び社会、生活環境の整備を同時に図りながら、自然環境の保全にも十分配慮しつつ、各産業の総合的な振興、発展を目指す。

更に、次代を担う若年者の教育に力をいれ、優秀な人材の創出と文化の継承及び新たな創造に努める。

情報通信技術（ICT）の活用を推進し、教育、医療、福祉、産業、防災などあらゆる分野における地域課題の解決と住民生活の質的向上を図るほか、介護給付等サービス従事者の負担軽減及び業務効率化を促進することでサービス提供体制を確保し、住民の福祉の向上にも取り組む。

加えて、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、高齢者や障がい者が地域で健やかに暮らせる福祉社会の実現を目指す。

本地域は、山村地域として、防災、国土保全、水源の涵養、自然環境の保全の重要な役割に特に配慮すべき必要があり、治山及び治水対策、土砂災害防止対策を推進し、森林の適正管理のための森林整備等の施策や防災体系の構築を総合的に進め、防災体制の強化を図る。

これらを通じて、山村の持つ多面的機能の維持・発揮を図り、地域住民が誇りと愛着を持って住み続けられる、魅力ある山村地域を形成するとともに、新たな人の流れを創出し、二地域居住、地域間交流の促進も視野に入れつつ、移住・定住の促進を図る。更には、再生可能エネルギーの利用も検討し、当市の基本理念である「ひと・地域・産業がきらめく新たな市をめざして」の実現を目指すものとする。

これらを達成するための重点振興施策は次のとおりとする。

- 1 社会・生活環境整備による定住促進と多様な人材の活躍推進
- 2 地域資源の利活用と産業振興
- 3 地域資源を活かした観光施策
- 4 多様な主体との連携による地域力の強化及び多面的機能の維持
- 5 環境に配慮した新エネルギー施策
- 6 環境保全と国土強靱化

#### IV. 振 興 施 策

本章に掲げる各施策は、山村振興法の目指す山村の自律的かつ持続的な発展の達成に資するよう、地域の現状と課題を踏まえ策定する。

##### 1 交通施策

- (1) 地域住民の交通を確保し、生活の利便性向上のため道路等の整備及び補修を図る。
- (2) 高齢者及び児童・生徒等の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、路線バス・乗合タクシー・スクールバス等の維持・確保を図り、日常的な移動のための交通手段の確保する。また、地域住民による自主的な移動支援活動を促進する。
- (3) 振興山村と都市部をつなぐJR在来線については、日常生活を支える交通手段

となっているほか、観光路線としての観点からも利用促進を図り、地域の活性化を図る。

- (4) 豪雪地帯においては、冬期間における安全で円滑な道路交通や公共交通機関を確保するため、除雪体制の充実を図る。

## 2 情報通信施策

- (1) ICT を活用した行政サービス（オンライン申請、情報提供等）の拡充を図る。
- (2) 住民向けの ICT 利活用講習会等を開催し、情報リテラシーの向上を支援する。

## 3 産業基盤施策

- (1) 農業生産活動における生産性の向上、流通の合理化、農村の生活環境の改善などを図るため農道の整備を行う。農林水産業の生産性の向上を図るための基盤整備を行う。
- (2) 森林の公益的機能の維持・向上、林業生産活動の低コスト化及び山村の生活環境の向上などを図るため、林道や作業道の整備を行う。
- (3) 地域資源を活用した特産物の生産に資する施設整備を支援する。
- (4) 再生可能エネルギー導入を促進するための調査及び施策検討する。

## 4 産業振興施策

- (1) 農産物の生産拡大や生産の効率化に必要な新技術の導入、施設機械の整備等に対し支援する。
- (2) ICT を活用したスマート農業技術（ドローン、自動操舵システム等）の導入を支援し、生産効率の向上と労働力不足への対応を図る。
- (3) 農福連携や企業連携など、多様な主体による農林業への参画を促進する。
- (4) 地産地消を推進するため、道の駅や観光施設等との連携を強化し、地域製品の販売機会の拡大を促進する。
- (5) 地域経済の活性化を図るため、既存の地域産業を発展させるとともに、地域資源を活用した6次産業化を積極的に進める。
- (6) 都市と地域の交流拠点である道の駅いかりがせきや民間団体等と連携し、地域製品のブランド化や地域資源を活用した事業を展開し、新たな加工食品の商品開発し、地域経済を強化する。
- (7) 地域の自然条件を活かした再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力、木質バイオマス等）の導入を促進し、地域内経済循環及びエネルギー自給率の向上を目指す。
- (8) エネルギー関連事業を通じた新たな雇用創出や地域活性化への波及効果を追求する。

## 5 防災に係る施策

- (1) 山地災害の未然防止や保安林機能の維持・強化、地すべり指定地区の保全等を図るため、治山事業を計画的に実施する。

- (2) 地すべりや山腹崩壊等土砂災害から住民の生命や財産等を守るため、関係機関と連携を図りながら、治山対策を重点的かつ計画的に実施する。
- (3) 消防施設の整備（動力消防ポンプや消防屯所など）を進め、生命、身体及び財産の安全確保を図る。
- (4) 水道管の耐震化及び防災体制の強化を図るため、避難所等の重要給水施設に接続する水道管の耐震化を進める。
- (5) 豪雪地帯である当地域において、冬期間の安全で円滑な道路交通及び生活環境を確保するため、除排雪体制の充実を図る。
- (6) 農業用ため池の老朽化対策及び機能保全を図り、豪雨等による決壊リスクの軽減に資するため池整備事業を推進する。

## 6 医療の確保に係る施策

- (1) 地域における医療・介護サービスの連携強化を図るとともに、住民の福祉の向上に資するため、介護給付等対象サービスの提供体制を確保する。

## 7 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）

- (1) 地域での支え合いの意識を醸成し、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるための生活支援体制を充実する。
- (2) 地域の子育て資源（公園、児童館、子育てひろば等）の機能強化を図るとともに、子育てに関する情報提供や相談体制を充実する。
- (3) 放課後児童クラブにおいて多様なニーズに対応した学童保育サービスの提供を行う。
- (4) 子育て世代の移住・定住を促進するため、住宅支援や就業支援と連携した子育て支援策を検討する。

## 8 文教施策

- (1) 教育水準の維持向上が図れるよう、社会の変化に対応した学習施設の整備を始め、情報機器の整備など、教育環境の充実を図る。また、ICTを活用した遠隔授業や都市部の学校との交流学习を推進し、多様な学習機会を提供する。
- (2) 地域の担い手となる人材を育成するため、児童生徒に対して、地域に対する誇りや郷土愛を育む地域の歴史、文化等を学習する機会を拡大する。地域住民や団体と連携した体験学習やキャリア教育の充実を図る。
- (3) 生涯にわたる学習活動が円滑にできるよう関係機関等との連携強化を図り、学習機会の充実に努める。また、地域課題の解決や地域資源の活用に繋がる学びの場を提供する。

## 9 社会・生活環境に係る施策（集落整備施策を含む。）

- (1) 下水道施設等の整備に努め下水道の普及及び下水道管の耐震化を図るとともに、集合処理計画区域以外の区域にあつては、合併処理浄化槽を設置する方を対象とした補助金制度の周知に努める。

- (2) 集落整備施策として、当地域の簡易水道及び小規模水道事業の安定的な維持管理及び計画的な整備を実施する。その代表的な事例として、東部地区水道事業では、小国地区65戸、葛川地区38戸、平六地区10戸、大木平地区10戸を対象とする。
- (3) 住民のコミュニティ向上を図るため、集会施設等の整備を行う。あわせて、住民主体で地域課題の解決や地域づくりを進める地域運営組織の設立を支援する。
- (4) 空き家・廃校等の遊休施設を有効活用し、移住者向けの住宅、交流施設等としての再生を促進する。
- (5) 公園の老朽化が進んでいる施設について、適正な修繕及び計画的な予防保全を行い、施設の長寿命化を図りながら安全で安心して利用できる環境を整備する。

## 10 移住・交流施策

- (1) 豊かな地域資源を生かした交流・レクリエーション施設を整備し、都市との交流を促進する。
- (2) 他地域との連携により、交流型・体験型など多様な形態に対応した観光プログラムを開発する。さらに、さまざまな体験を学びの素材として活用した修学旅行等の提案とその受入を促進する。
- (3) ICTを活用した情報発信（多言語対応、SNS活用等）を強化し、国内外からの誘客促進を図る。
- (4) 地域資源（景観、食、文化、温泉等）を磨き上げ、ブランド化を推進するとともに、周辺自治体までエリアを広げた広域観光ルートの連携を強化する。
- (5) 地域の自然特性に応じた再生可能エネルギー導入の可能性調査及び導入を推進し、これを活用したエコツーリズム等の展開も検討する。

## 11 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）

- (1) 農業従事者の高齢化や減少が著しい中、新規就農者に対する支援制度を充実させるとともに、地域農業における中心的な役割を果たす認定農業者の経営改善や農業経営の法人化を推進し、多様な担い手の育成を図る。
- (2) 林業分野における新規就業者の育成・確保のため、支援制度の周知を図り、研修制度の充実や就業条件の改善、定着支援を強化する。
- (3) 建設業、観光業、サービス業など、地域産業の担い手育成・確保のための支援策を講じる。
- (4) UIJターン者や移住希望者に対する情報提供、相談体制の充実、就業・起業支援、住居確保支援等、総合的な移住・定住支援策を推進する。
- (5) 関係人口・交流人口の創出・拡大を図り、地域活動への参加や将来的な移住・定住に繋げる取組を推進する。
- (6) 年齢や性別などにかかわらず多様な人材が活躍できる環境づくりを推進する。

## 12 自然環境の保全及び再生に係る施策

- (1) 森林の多面的機能（水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全等）を維持・増

進するため、間伐等の森林整備を計画的に推進し、林業の再生と連携した取組を進める。

- (2) 中山間地域直接支払制度等を活用し、農用地の維持・管理を図るため、農業生産活動等を支援する。
- (3) 遊休農地の発生防止や、農地の集積・集約化を推進するために売買・貸借等の斡旋を行い、効率的な利用を促進する。
- (4) 森林の保全に当たっては、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況等を勘案しつつ、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて適正な森林施策を実施することにより、健全な森林資源の維持造成を図る。森林環境譲与税等を活用し、森林整備及びその促進に関する施策を推進する。
- (5) 有害鳥獣による農作物等への被害防止のため、有害鳥獣を捕獲するためのわな等の資機材の整備や、狩猟を実施することができる人材を確保するため、狩猟免許取得や銃砲所持許可取得に係る諸経費の助成を実施する。
- (6) 緩衝帯の整備や追い払い活動、侵入防止柵の設置など、地域の実情に合わせた被害防止対策を推進する。

### 1.3 その他施策

- (1) 関係省庁、県、近隣市町村、関係団体等との連携を強化し、広域的な視点での山村振興を推進する。
- (2) 計画の進捗状況を定期的に評価・検証し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを確立する。

## V. 産業振興施策促進事項の記載について

産業振興施策促進事項の記載	記入欄 (該当する欄に○を記入)
記載あり (別紙様式2-2)	
記載なし	○

## VI. 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

旧竹館村地域は、振興山村の指定のほか、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯（特別豪雪地帯）の指定、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域の指定、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地地域の指定を受けている。

旧碓ヶ関村地域は、振興山村の指定のほか、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯（特別豪雪地帯）の指定、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域の指定、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地地域の指定、過疎地域自立促

進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受けている。

このため、振興施策の実施に当たっては、これら法令に基づく振興計画の基本方針の趣旨を踏まえ、農林業従事者の確保、地域資源を活用した多様な産業の展開や就業機会の確保、移住・定住の促進等に、より一層努めるものとする。

また、平川市は、平成18年1月1日に合併し、地域づくりの指針となる平川市総合計画が策定されており、本計画はその基本理念及び目標と整合性を図りながら各種施策を展開することとする。

更に、旧竹館村地域は、十和田湖を中心に十和田八幡平国立公園に指定されていることから、事業実施に当たっては、関係部局との調整を図り、自然環境の保全と周囲の景観との調和に配慮し、施策の推進と実現を図るものとする。

本計画に掲げる振興施策の実施に当たり、本市の総合計画、都市計画、地域公共交通計画等の他の法令の規定による地域振興に関する計画、広域的な経済社会生活圏の整備等に関する計画その他本市における諸施策との整合性を図り、相互に連携しながら推進するものとする。

特に、本計画は平成27年4月1日に施行された山村振興法の一部を改正する法律及びその関係政省令の趣旨（期限の延長、基本理念の新設、産業振興施策促進事項の追加等の計画事項の充実、介護給付等対象サービス等の確保、教育環境の整備及び再生可能エネルギーの推進についての配慮規定）を最大限に踏まえ、より実効性の高い計画となるよう努める。

さらに、令和7年4月1日に施行された改正山村振興法の趣旨（山村の多面的機能の発揮、自立的かつ持続的な発展、移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進、デジタル社会の形成の促進、防災体制の強化、子育て環境の確保等）を改めて踏まえ、これらの視点を計画の推進に反映させるよう努めるものとする。